

日医発第 1225 号（健Ⅱ）  
令和 4 年 9 月 21 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

新型コロナウイルスワクチン初回接種（1・2回目接種）に使用するモデルナ社ワクチンの配分等について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、オリジナル株のモデルナ社ワクチン（1価）を、初回（1、2回目）接種用に 10、11 及び 12 月にそれぞれ 1 回ずつ配送することを連絡するものです。

概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

○これまでモデルナ社ワクチンの接種のために配送された注射針及びシリンジのうち、未使用のものは有効活用し、今回の割当ての作業時に調整すること。

○ワクチン、注射針及びシリンジの配送を希望する施設は、都道府県・市町村と調整の上、納品数を以下の期限までに V-SYS に登録すること。（別紙 1 参照）

第 31 クール：10 月 3 日（月）15 時

第 32 クール：10 月 31 日（月）15 時

第 33 クール：11 月 28 日（月）15 時

○以下の期限までに、配送予定施設ごとの配送箱数の割当てが確定されること。

第 31 クール：10 月 6 日（木）18 時

第 32 クール：11 月 4 日（金）18 時

第 33 クール：12 月 1 日（木）18 時

○以下の通り、ワクチン等が地域担当卸から配送されること。

第 31 クール：10 月 24 日の週

第 32 クール：11 月 21 日の週

第 33 クール：12 月 19 日の週

（参考）

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて（[令和 4 年 8 月 30 日付日医発第 1018 号（健Ⅱ）](#)）

事務連絡  
令和4年9月20日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕衛生主管部（局）御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナウイルスワクチン初回接種（1・2回目接種）に使用する  
モデルナ社ワクチンの配分等について

新型コロナウイルスワクチンについては、追加接種に使用するオミクロン株対応のワクチンの配送等について既にお知らせしているところです。今般、オリジナル株のモデルナ社ワクチン（1価のもの。以下同じ。）について、初回接種用に10月、11月及び12月にそれぞれ1回ずつ配送することとしました。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、下記の点についてご対応・ご承知おきいただくとともに、接種を予定する医療機関及び関係団体への連絡をお願いします。

その際に、「ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」（令和4年8月26日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）も踏まえつつ、ワクチンの有効期限に注意し、有効期限の近いバイアルから使用してください。

記

1. ワクチンの割当て等について

モデルナ社ワクチンについて、これまでのワクチンの配分量等を踏まえ、都道府県別の配分量は示さないこととします。初回接種に必要なワクチンを登録するようにしてください。ただし、各月に配送できるワクチンには一定の上限がありますので、初回接種対象者等を踏まえて、ワクチンの登録が多い都道府県とは別途調整をお願いする可能性があります。

なお、配送されるワクチンについては、都道府県が市町村と協力して小分け等の必要な調整を行い、不必要なワクチンの偏在が生じないようにしてください。

2. モデルナ社ワクチン接種に使用する針・シリンジについて

これまでモデルナ社ワクチンの接種のために配送した注射針及びシリンジのうち、未使用のものがある場合には、廃棄することなく保管し、積極的に有効活

用してください。この場合に、注射針及びシリンジが不要となる場合は、割当ての作業時に不要な数量を減じて登録してください。

注射針及びシリンジが必要な場合は、ワクチン1箱に対して注射針及びシリンジをそれぞれ1箱（1バイアル10回分）配布します。

### 3. モデルナ社ワクチンの割当てに係る作業について

今般のワクチンの割当てに係る作業は、V-SYS を利用して進めます。作業については、以下に示すスケジュールで進めるようお願いいたします（別紙1参照）。なお、1か所でも作業が遅れると、全体の配送スケジュールに影響しうするため、期限内に作業を終えるようご協力をお願いします。

#### (1) 納品数の登録【納入予定施設における作業】

モデルナ社ワクチン、注射針及びシリンジ（以下「モデルナ社ワクチン等」という。）の配送を希望する施設は、都道府県・市町村と調整の上、以下の期限までに、モデルナ社ワクチン等の納品数（都道府県・市町村と調整後のもの）を以下の期限までに登録してください。

第31クール：10月3日（月）15時

第32クール：10月31日（月）15時

第33クール：11月28日（月）15時

なお、システムの仕様上、V-SYS 上で納品数の登録がない場合、モデルナ社ワクチン等の分配作業ができないため、納品を受ける施設は必ず入力してください。

#### (2) 都道府県ごとの配送箱数の割当て【厚生労働省予防接種担当参事官室における作業】

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室（以下「当室」という。）において、以下の期限までに、登録があったワクチン量を上限として必要な量をV-SYSに登録します。

第31クール：10月4日（火）12時

第32クール：11月1日（火）12時

第33クール：11月29日（火）12時

#### (3) 市町村ごとの配送箱数の割当て【都道府県における作業】

都道府県において、以下の期限までに、市町村ごとに配送箱数を割り当ててください。

第31クール：10月4日（火）18時

第32クール：11月1日（火）18時

第33クール：11月29日（火）18時

#### (4) 市町村ごとの配送箱数の確定処理【当室における作業】

当室において、以下の期限までに、市町村ごとの配送箱数の割当ての確定処理を行います。

第31クール：10月5日（水）12時

第32クール：11月2日（水）12時

第 33 クール : 11 月 30 日 (水) 12 時

(5) 配送予定施設ごとの配送箱数の割当て【市町村における作業】

市町村において、以下の期限までに、配送予定施設ごとに配送箱数を割り当ててください。

第 31 クール : 10 月 6 日 (木) 12 時

第 32 クール : 11 月 4 日 (金) 12 時

第 33 クール : 12 月 1 日 (木) 12 時

(6) 配送予定施設ごとの配送箱数の確定処理【都道府県における作業】

都道府県において、以下の期限までに、配送予定施設ごとの配送箱数の割当ての確定処理を行ってください。

第 31 クール : 10 月 6 日 (木) 18 時

第 32 クール : 11 月 4 日 (金) 18 時

第 33 クール : 12 月 1 日 (木) 18 時

(7) 配送

第 31 クールは 10 月 24 日の週に、第 32 クールは 11 月 21 日の週に、第 33 クールは 12 月 19 日の週にモデルナ社ワクチン等が地域担当卸から配送されます。

4. 今後の予定について

ワクチンの有効期限を踏まえると、第 33 クールの配送が終わったあとは、それ以上オリジナル株の 1 価モデルナ社ワクチンを配送できない可能性があります。初回接種に当たって、他のワクチンの活用も含めて検討してください。

## 初回接種用モデルナ社ワクチン（オリジナル株）の配分作業のスケジュール

## モデルナ社ワクチン（オリジナル株）

クール名称	納品数の登録 【医療機関】	割当期限 【国】	割当期限 【都道府県】	確定処理期間 (データロック) 【国】	割当期限 【市町村】	確定処理期間 (データロック) 【都道府県】	配送予定 【地域担当卸】
第31クール TM31	9/20 (火)～ 10/3 (月) 15時	10/4 (火) 12時	10/4 (火) 18時	10/5 (水) 12時	10/6 (木) 12時	10/6 (木) 18時	10/24 週
第32クール TM32	10/14 (金)～ 10/31 (月) 15時	11/1 (火) 12時	11/1 (火) 18時	11/2 (水) 12時	11/4 (金) 12時	11/4 (金) 18時	11/21 週
第33クール TM33	11/11 (金)～ 11/28 (月)15時	11/29 (火) 12時	11/29 (火) 18時	11/30 (水) 12時	12/1 (木) 12時	12/1 (木) 18時	12/19 週